諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年１月２７日（令和８年（行情）諮問第１０５号）
答申日：令和８年１０月２８日（令和８年度（行情）答申第７１７号）
事件名：「対核兵器作戦」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年５月１０日付け防官文第２６５号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取り消し。

改めて関連部局を探索の上、文書の発見に努めるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の保有を確認することができなかったことから、令和元年５月１０日付け防官文第２６５号により、法９条２項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年７か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　本件対象文書の保有の有無について

本件開示請求に係る行政文書については、作成しておらず存在を確認できなかったことから、文書不存在につき不開示とした。

３　審査請求人の主張について

審査請求人は、「改めて関連部局を探索の上、文書の発見に努めるべきである」として、原処分の取消しを求めるが、上記２のとおり、本件対象文書については、作成しておらず存在を確認できなかったことから、不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年１月２７日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１０月７日　　審議
④　同月２１日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　本件対象文書の保有の有無について

（１）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア　本件開示請求は、開示請求文言から、対核兵器作戦に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示を求めるものと解した。

イ　本件開示請求の添付資料としてその一部が添付されている「航空自衛隊ドクトリン等に関する調査研究」（平成１８年３月３０日　航空自衛隊幹部学校）においては、対核兵器作戦に関する研究の必要性について言及されているものの、開示請求受付日時点において、当該対核兵器作戦に関する研究は行われていない。

ウ　このため、本件対象文書について作成しておらず、これを保有していないことから、文書不存在につき不開示とする原処分を行った。

エ　本件審査請求を受け、関係部署において念のため改めて探索を行ったものの、本件対象文書の存在は確認できなかった。

（２）そこで検討するに、上記（１）アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、本件対象文書に該当する文書を作成していない旨の諮問庁の上記（１）イ及びウの説明は、不自然、不合理とまではいえず、これを覆す

に足りる事情も認められない。

また、上記（１）エの探索範囲等も不十分であるとはいえず、審査請求人において本件対象文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

３　付言

本件は、審査請求から諮問までに約６年７か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

４　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有してないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙（本件対象文書）

「対核兵器作戦」に関して「行政文書ファイル等」（平成２３年防衛省訓令第１５号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊ペーパー及び電磁的記録の双方の特定を求める。